

(別添2)

薬生監麻発 1126 第 2 号
平成 30 年 11 月 26 日
(令和 2 年 8 月 31 日改正)

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて

厚生労働省において、脳機能の向上等を標ぼうして海外で販売されている医薬品やサプリメント等の食品について調査した結果、医療用医薬品に使用されている成分を含んでいることを標ぼうしているものが多数認められた。薬物依存等に関する研究を行っている団体の専門家の意見や厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における議論を踏まえて検討した結果、別紙の成分は、医師の処方箋又は指示によらない個人の自己使用によって健康被害や乱用につながるおそれが高いと考えられる。

そのため、別紙の成分を含む、海外で販売されている医薬品や食品等については、海外からの入国者が国内滞在中の自己の治療のために携帯して輸入する場合を除いて、数量に関わらず、あらかじめ輸入確認を受けない限り、一般の個人による輸入は認めないこととするので、御了知の上、「医薬品等に係る輸入確認要領について」(令和 2 年 8 月 31 日付け薬生監麻発 0831 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)に基づく対応をされたい。